

# サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者の皆様へ

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

## 1 変更登録について

登録事業者は、登録事項に変更があったとき、又は添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に、県に届け出る必要があります。(高齢者住まい法第 9 条第 1 項)

## 2 登録の更新について

登録は、5年ごとに更新を受ける必要があります。(高齢者住まい法第 5 条第 1 項)

## 3 報告事項について

次の(1)～(3)の場合に、県へ郵送により報告をお願いします。(各報告の様式については、県住宅課のホームページからダウンロードしてください。)

### (1) 入居開始報告

建物の整備等が完了し、入居を開始したときは、その日から 30 日以内に県に報告をしてください。

### (2) 登録状況報告(定期報告)

毎年 7 月 1 日現在の入居状況及び登録状況等についてその年の 7 月末日までに県に報告をしてください。

### (3) 事故(災害)報告

重大な事故等が発生した場合には、直ちに県に報告をしてください。

\* 事故(災害)報告について至急の場合には先に電話連絡の上 FAX 又はメールで報告をし、その後に郵送してください。

## 4 業務について

登録事業者は、業務について次のような遵守すべき事項があります。(高齢者住まい法第 15 条から第 20 条)

### (1) 誇大広告の禁止(高齢者住まい法第 15 条)

登録事業者は、業務に関して広告をするときは、提供する高齢者生活支援サービスの内容等について、著しく事実に相違する表示をし、又は、実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をすることはできません。

## (2) 登録事項の公示（高齢者住まい法第16条）

登録事業者は、登録事項をインターネット等を利用して公衆に見やすいように公示する必要があります。

## (3) 契約締結前の書面の交付及び説明（高齢者住まい法第17条）

登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅に入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでの間に、登録事項や契約の内容等について、これらの事項を記載した書面を交付して説明する必要があります。（説明書の書式は、国で示しているものを参考としてください。）

## (4) 高齢者生活支援サービスの提供（高齢者住まい法第18条）

登録事業者は、高齢者生活支援サービスを提供するに当たっては、介護保険法等の関係法令を遵守するとともに、入居契約に従って適正なサービスを提供する必要があります。

## (5) 帳簿の備付け等（高齢者住まい法第19条）

登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅に関する事項について記載した帳簿を備え付け、保存する必要があります。

## (6) その他の遵守すべき事項（高齢者住まい法第20条）

- ①業務に関して広告する場合の表示方法を遵守すること。
- ②登録事項に変更があったとき、又は添付書類の記載事項に変更があったときは、入居者に対して、書面を交付して説明することが必要です。

## 5 報告・指導について

知事は、登録事業者等に対して、その業務に関しての必要な報告を求めたり、登録事業者等の事務所、または登録住宅について立ち入り検査等を行うことがあります。（高齢者住まい法第24条）

また、知事は、登録事項が事実と異なるとき、または登録基準に適合しないと認めるときは、訂正を指示したり、基準に適合させるために必要な措置を指示することがあります。（高齢者住まい法第25条）

## 6 登録の取消しについて

知事は、登録事業者が一定の事由に該当したり、必要な指示に従わない場合には、登録を取り消すことがあります。

\* 問い合わせ・報告先  
〒260-8667  
千葉市中央区市場町1-1  
TEL 043-223-3231 FAX043-225-1850